

(災害死亡保険金を支払う場合)

第12条 会社は、被保険者が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡した日の属する保険期間の保険契約に基づき、災害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

2. 前項の傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取したときに生ずる中毒症状(継続的に吸入・吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

(災害死亡保険金を支払わない場合)

第13条 会社は、被保険者が次の各号に掲げる事由による傷害を直接の原因として死亡した場合、災害死亡保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者または災害死亡保険金受取人の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 無免許、酒気帯びまたは薬物の影響下で運転している間に生じた事故
- (4) 脳疾患、心神喪失、精神障害、アルコール依存、薬物依存
- (5) 地震、噴火または津波
- (6) 戦争、変乱、テロ行為、放射能汚染
- (7) 危険な職業に従事し、それを原因とした事故
危険な職業は別表4によります。

前記における主な用語の説明は別表5の通りです。

(保険料の払込猶予期間及び保険契約の失効)

第27条 第25条第1項第(2)号及び第(3)号に規定する保険料の払込みについて振替られなかった場合は、保険料の未入金が生じた月の翌月1日から末日までの期間を払込猶予期間として保険料の払込みを猶予します。

2. 前項に定める払込猶予期間内における保険料の口座振替は、前月分未払込保険料と当月分保険料を併せて行います。

3. 第25条第1項第(3)号に規定する保険料の払込みについて払込猶予期間内に払い込むべき保険料が払い込まれなかった場合は、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日に失効します。

4. 前項の規定により保険契約が失効した日以後に生じた保険(給付)金の支払事由については、会社はいかなる場合においても保険(給付)金を支払いません。

(時効)

第45条 保険(給付)金を請求する権利は、保険(給付)金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には消滅します。